

## おくやみ窓口の開設について

市民部市民課

ご家族がお亡くなりになった後に発生する手続きは複雑なものが多く、ご遺族のご負担となっていることから、負担軽減及び庁内滞在時間の短縮を図ることを目的とし、「おくやみ窓口」を市民課に設置いたします。

記

- 1 利用開始日** 令和4年4月1日（金）
- 2 相談時間** 1日4件（午前9時、午前10時30分、午後2時、午後3時30分）  
1件の相談時間を1時間～1時間30分程度と想定
- 3 設置場所** 市民課待合スペース（本館1階西側）
- 4 業務内容**
  - ・資格取得状況に応じた庁内関係各課への案内
  - ・国民健康保険証、福祉医療受給者証等の回収
  - ・ご遺族からの相談内容に応じ、関係機関への適切な案内や書類記載の支援